

令和4年9月5日

電子交換所設立に伴う小切手・手形の「払戻可能日」および「取立手数料」変更についてのお知らせ

トモニホールディングスグループの徳島大正銀行は、2022年11月に全国銀行協会において電子交換所を設立することに伴い、手形・小切手の「払戻可能日」および「取立手数料」を下記のとおり変更いたします。

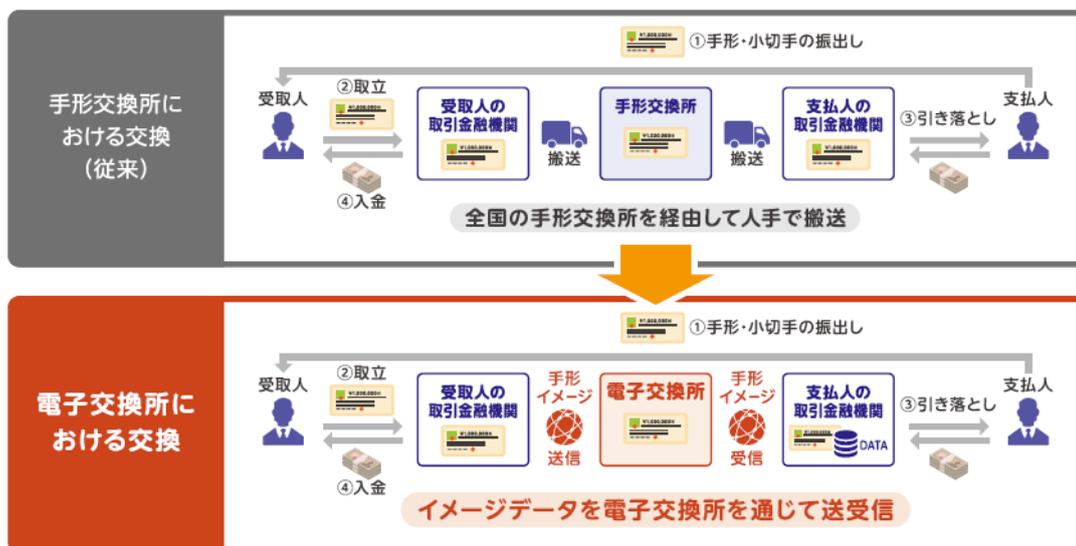
当行は今後もサービスの充実を図り、お客さまの利便性向上に努めてまいります。

記

1. 電子交換所について

電子交換所によって、従来は人手を介して搬送していた金融機関間の手形・小切手の交換業務がイメージデータの送受信で完結できるようになります。

電子交換所設立以降は、全国各地に設置されていた現在の手形交換所は廃止となり、原則全ての手形・小切手が電子データで交換を行う電子交換所の取扱いに変更されます。



(一般社団法人全国銀行協会作成『「電子交換所」設立のご案内』より抜粋)

2. 「払戻可能日」の変更

現在は手形・小切手の支払場所により払戻可能日が異なっておりますが、電子交換所設立後は払戻可能日が統一されます。

変更前			変更後		
	支払場所	払戻可能日		支払場所	払戻可能日
手形	当行	交換呈示日の翌営業日	→	当行	交換呈示日の翌営業日
	他行	交換呈示日の翌営業日～翌々営業日(※)		他行	交換呈示日の翌営業日
小切手	当行	自店支払	→	当行	自店支払
		自店以外			受入日の翌々営業日～5営業日後(※)
	他行	受入日の翌々営業日～5営業日後(※)		他行	受入日の翌々営業日

※支払場所により異なります。

3. 代金取立手数料の改定

(1) 手数料改定日

令和4年11月4日(金)受付分より

(2) 改定内容

手形・小切手の取立は原則全て電子交換所での取扱いとなることから、現行の「同一手形交換所内」の手数料を適用いたします。

なお、交換提示ができない通帳等の取立や、電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など、直接郵送で対応が必要なものは「郵送による取立」の手数料を適用いたします。

(単位: 円/件、税込)

変更前	同一手形交換所内	手形	440円
		手形以外(小切手等)	220円
		自店分	無料
	異なる手形交換所	当行本支店がある場合	440円
		当行本支店がない場合(普通扱い)	660円
		当行本支店がない場合(至急扱い)	1,100円
	預金証書・通帳	郵送による取立	1,100円



(単位: 円/件、税込)

変更後	同一手形交換所内 (電子交換による取立)	手形	440円
		手形以外(小切手等)	220円
		自店分(注1)	無料
	郵送による取立(注2)		1,100円

(注1)・・・自店を支払場所とする小切手は無料とします。

(注2)・・・交換提示できない通帳等の取立や、電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手等、直接郵送で対応が必要なものが対象となります。

4. 紙の小切手・手形から電子的な決済手段への移行について

2021年6月に政府から公表された「成長戦略実行計画」を受け、全国銀行協会では「2026年度までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする目標」を掲げていることから、当行においても電子交換所への移行対応を含め、電子化を進めてまいります。

以上